令和６年１０月の制度改正では、状況により、申請等の手続きが必要な方と不要な方がいます。
下記のフローチャートで①～④に該当する方は、さぬき市で手続きが必要です。

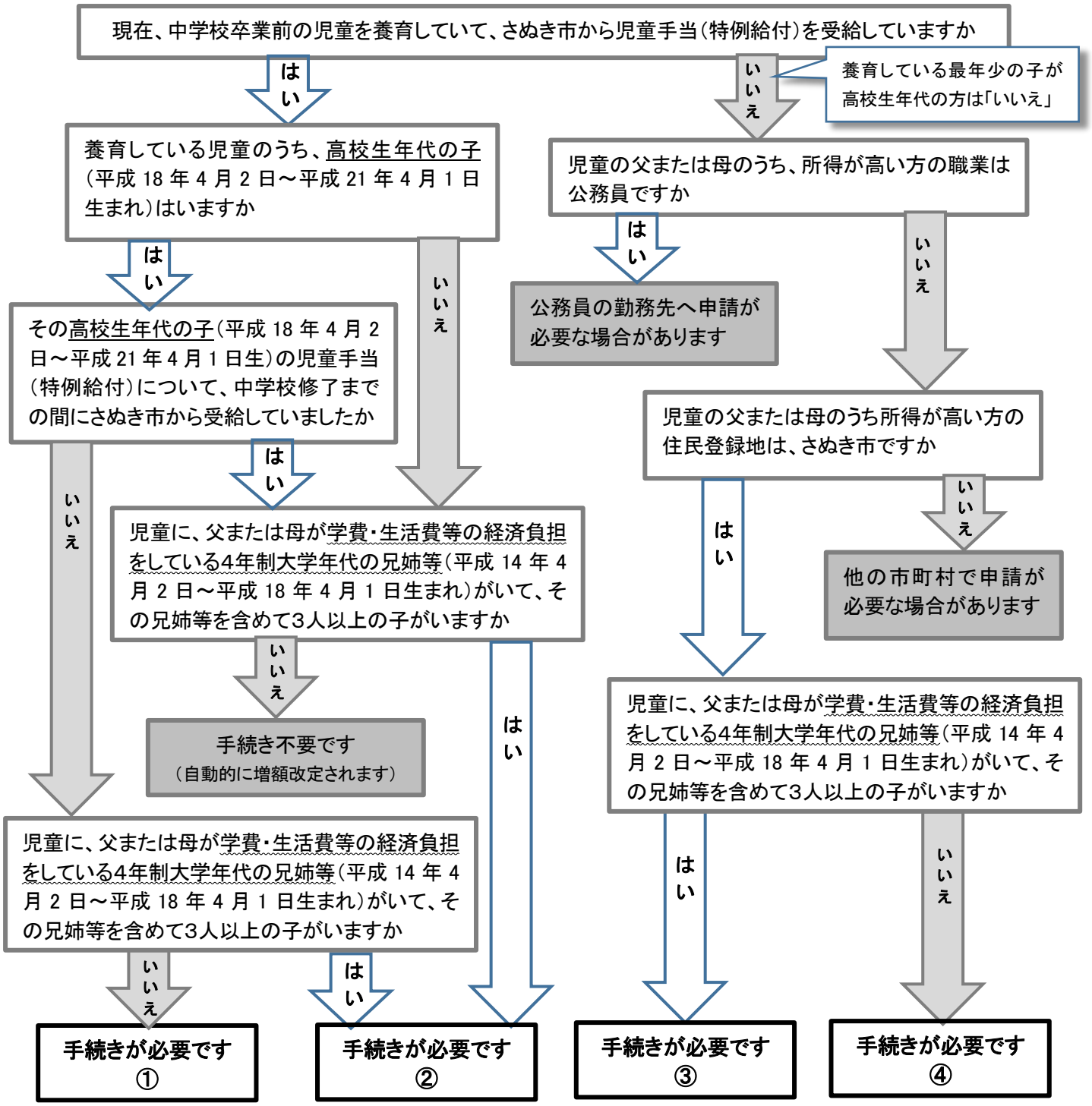

該当する区分	必要な手続き（提出する書類）
①	「額改定認定請求書」を提出してください
②	「額改定認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください
③	「認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください
④	「認定請求書」を提出してください
このほか、受給者と０歳～高校生年代の児童が別居している場合は「別居監護申立書」を、児童や兄姉等が海外留学している場合は「児童手当に係る海外留学にかかる申立書」を提出してください	

※学費・生活費等の経済負担をしている４年制大学年代の兄姉等とは、同居・別居や、進学・就職等の状況を問わず、学費や家賃、生活費の仕送り等、親の収入により子の日常生活の全部または一部を営んでおり、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない子をいいます。